

2026 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 アステナホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 瀬戸 口 智
 (コード番号 8095 東証プライム市場)
 問合せ先 執 行 役 員 榎 本 直 樹
 (TEL. 03-3279-0481)

株主優待制度における優待区分判定方法の変更に関するお知らせ

当社は、株主優待制度について、優待区分の判定方法を変更することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、株主の皆様からの日頃のご支援に感謝するとともに、中長期的に当社株式を保有いただく株主様を対象として株主優待制度を実施しております。

このたび、株主優待制度の趣旨に則り、当社株式を継続的に保有いただく株主様への還元をより適切に行うため、優待区分の判定方法を変更することといたしました。

2. 変更内容

優待区分（保有株式数に応じた優待内容の区分）の判定について、従来の 11 月末日時点の保有株式数による判定から、毎年 5 月末日および 11 月末日の両日時点の保有株式数に基づく判定へ変更いたします。

優待区分の判定方法

項目	変更前	変更後
優待基準日	毎年 11 月末日	毎年 11 月末日（変更なし）
優待区分の判定方法	11 月末日時点の保有株式数で判定	5 月末日および 11 月末日の両日時点の保有株式数に基づき判定

※優待区分は、「継続保有年数」と「継続保有株式数」の 2 つに基づいて判定いたします。

「継続保有年数」は、毎年 5 月末日および 11 月末日の株主名簿に同一株主番号で連続して記載または記録された回数に基づき、3 回以上の場合は「1 年以上」、7 回以上の場合は「3 年以上」と判定いたします。なお、制度変更前からの保有期間も通算いたします。

「継続保有株式数」は、毎年 5 月末日および 11 月末日の保有株式数に基づき、各優待区分に必要な株式数（500 株以上、1,000 株以上、3,000 株以上）を継続して保有しているかを判定いたします。なお、継続保有株式数の判定は 2026 年 11 月末日から開始するため、それ以前

の保有株式数は、各優待区分に必要な株式数を継続して保有しているかの判定には含めません。

※5月末日と11月末日で保有株式数が異なる場合は、少ない方の株式数区分に基づき判定いたします。

※優待内容および対象となる保有株式数の区分に変更はありません。

3. 適用時期

本変更は、2027年11月末日を優待基準日とする株主優待より適用いたします。

変更後の方法による保有株式数の確認は、2026年11月末日から開始いたします。最初の判定となる2027年11月末日の株主優待については、2026年11月末日、2027年5月末日および2027年11月末日の保有株式数に基づき、株主優待の対象および優待区分を判定いたします。

(参考) 次ページ以降は優待区分の判定例を掲載しております。

本件に関するお問い合わせ先

アステナホールディングス株式会社 株主優待事務局

TEL : 0120-911-550 受付時間 10:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

以上

[優待区分の判定例]

(1) 保有株式数に応じた優待区分の判定例

保有パターン	2026 年 11 月末日	2027 年 5 月末日	2027 年 11 月末日	判定結果
同じ株式数を 継続して保有	500 株	500 株	500 株	500 株以上
	3,000 株	3,000 株	3,000 株	3,000 株以上
途中で 保有株式数が増加	1,000 株	3,000 株	3,000 株	1,000 株以上
途中で 保有株式数が減少	3,000 株	1,000 株	3,000 株	1,000 株以上

判定のポイント

- ・「継続保有株式数」は、毎年 5 月末日および 11 月末日の保有株式数に基づき、各優待区分に必要な株式数を継続して保有しているかを判定します。
- ・保有株式数が途中で増加した場合でも、増加後の株式数を継続して保有していることが確認されるまでは、増加前の株式数に応じた優待区分となります。
- ・保有株式数が途中で減少した場合は、減少後の株式数に応じた優待区分となります。

(2) 500 株以上の保有条件を満たさない場合の判定例

保有パターン	2026 年 11 月末日	2027 年 5 月末日	2027 年 11 月末日	判定結果
5 月末日または 11 月末日に 500 株未満となった場合	500 株	100 株	500 株	株主優待の対象外
	1,000 株	400 株	1,000 株	

判定のポイント

- ・5 月末日または 11 月末日のいずれかにおいて 500 株未満となった場合は、500 株以上を 1 年以上継続して保有する条件を満たさないため、株主優待の対象外となります。
- ・一度 500 株未満となったことのみをもって、その後も将来にわたり株主優待の対象外となるものではありません。
- ・500 株未満となった後、株主名簿に同一株主番号で連続して記載または記録され、再び 500 株以上を 1 年以上保有した場合は、株主優待の対象となります。

(3) 継続保有年数に応じた優待区分の判定例

保有パターン	2024 年 11 月末日	2025 年 5 月末日	2025 年 11 月末日	2026 年 5 月末日	2026 年 11 月末日	2027 年 5 月末日	2027 年 11 月末日	判定結果
3 年以上保有となる例	1 株以上	1 株以上	1 株以上	1 株以上	500 株	500 株	500 株	500 株以上 3 年以上
1 年以上 3 年未満となる例	保有なし	保有なし	保有なし	保有なし	500 株	500 株	500 株	500 株以上 1 年以上 3 年未満

判定のポイント

- ・「継続保有年数」は、株主名簿に同一株主番号で連続して記載または記録された回数に基づき判定いたします。
- ・「継続保有株式数」の判定は2026年11月末日から開始いたします。
- ・制度変更前に500株未満であった場合でも、「継続保有年数」の条件を満たし、2026年11月末日以降、500株以上を継続して保有している場合は、「500株以上・3年以上」の区分として判定いたします。
- ・「継続保有年数」が1年以上3年未満の場合は、同様の考え方により「500株以上・1年以上3年未満」の区分として判定いたします。

以上